

新型コロナウイルス感染症対策本部（第57回）

議事概要

1 日時

令和3年3月5日（金）20時00分～20時18分

2 場所

官邸2階大ホール

3 出席者

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上 浩太郎

国土交通大臣 赤羽 一嘉

防衛大臣 岸 信夫

内閣官房長官 加藤 勝信

復興大臣 平沢 勝栄

国家公安委員会委員長 小此木 八郎

内閣府特命担当大臣 坂本 哲志

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 井上 信治

基本的対処方針等諮問委員会会長 尾身 茂

内閣府副大臣 赤澤 亮正

内閣府副大臣 藤井 比早之

法務副大臣 田所 嘉徳

外務副大臣 鷲尾 英一郎

財務副大臣 伊藤 渉

文部科学副大臣 丹羽 秀樹

経済産業副大臣 長坂 康正

環境副大臣 笹川 博義

内閣官房副長官 岡田 直樹

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣危機管理監 沖田 芳樹

内閣官房副長官補 藤井 健志

内閣広報官 小野 日子

内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 木村 聡

内閣審議官（内閣情報官代理） 河野 真

内閣参事官（国家安全保障局長代理） 泉 恒有

4 議事概要

【厚生労働大臣】

新型コロナウイルスの感染状況について、3月4日昨日時点での全国の新規感染者は1,168人、一週間の移動平均では1,035人となっています。

最近の感染状況等について、専門家からは、全国の新規感染者数は、報告日ベースでは、1月中旬以降減少が継続、直近の1週間では10万人あたり約5人となっているが、2月中旬以降減少スピードが鈍化しており、下げ止まる可能性やリバウンドに留意が必要。入院者数、重症者数、死亡者数、療養者数も減少傾向が継続。一方で、60歳以上の新規感染者数の割合が3割を超えており、重症者数や死亡者数の減少は新規感染者数や入院者数の減少と比べ時間を要する見込み。緊急事態措置区域の4都県では、新規感染者数の減少傾向は継続しているものの、減少スピードが鈍化。首都圏では、感染源やクラスターの発生場所が不明な例が多く、夜間の人流の再上昇の動きも見られており、リバウンドを起こさず、減少傾向を続けることが重要。クラスターは、高齢者施設での発生が継続し、地域により飲食店でも引き続き発生している。また、各地で若年層の感染者数の下げ止まりの傾向や感染が縮小した地域でのクラスターの発生も見られ留意が必要、等の評価を頂いています。

また、必要な対策として、新規感染者数の減少を継続することにより、医療提供体制の負荷を軽減し、ワクチンを安定して接種できる体制の確保、変異株拡大等のリスクを低減させることが重要。特に、首都圏では、他地域と比べると感染者数が多く、感染が継続した場合の他地域への影響も大きい。感染の再拡大を防ぐためには、できるだけ低い水準を長く維持することが必要。感染を減少させるための取組に協力が必要なことについて、国、自治体が一致したメッセージを出していくことが必要。今後、変異株の影響がより大きくなっていくことを踏まえ、その影響を抑えるため、水際措置の強化の継続や国内の変異株のサーベイランス体制の早急な強化等が必要、等の御指摘を頂いています。

国民の皆様には、これまでも多大な御協力を頂いておりますが、今回、もう一段気を引き締めていただいて、不要不急の外出の自粛などに御協力いただくよう改めてお願いし、しっかりと感染を抑えていきたいと考えております。

【尾身会長】

諮問委員会を代表して、本日の議論の結果を御報告いたします。

まず、政府から示された埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県緊急事態宣言を2週間延長することについて、諮問委員会として了承いたしました。

ただし、首都圏は匿名性の高さをはじめ、その特殊性のためにリバウンドの可能性が他の地域と比べて高いことも、今回の延長の重要な背景と諮問委員会は考えました。

そのため、資料2にあるように、首都圏の各知事にこの2週間の延長の間に行っていただきたい施策などについてまとめました。

政府としては、首都圏の各知事に対し、このことをお知らせいただければと思います。

その上で、政府におかれては、2週間の後に行われる可能性のある謝恩会などの恒例行事について、注意喚起のための情報発信を是非お願いいたします。

【西村国務大臣】

資料3の緊急事態宣言の期間延長の公示案を御覧ください。

今ほど尾身会長から御紹介いただいたとおり、本日の諮問委員会において、この2週間しっかりと対策を強化し、病床使用率が安定的に下がることを見極めながら、ステージ3相当になることを確実にしていくため、緊急事態措置を実施すべき期間を3月21日まで延長する旨の公示案をお諮りし、諮問したとおり御了解いただきました。この後、政府対策本部長である菅総理に、緊急事態宣言の期間延長を行っていただくこととなります。また、基本的対処方針の変更についても、御議論をいただいたところであり、この後、本部で決定したいと思っております。

変更点について、簡潔に申し上げます。

資料4-2の新旧対照表を御覧ください。

2ページ目に、3月21日（日）まで延長する旨書いてあります。

続いて、5ページ目に、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、緊急事態宣言区域であった地方自治体と連携しつつ、幅広いモニタリング検査やデータ分析を実施することについて、緊急事態措置区域から除外された地方自治体における取組として記載していますが、その他の地域も含めた取組とするため、改めて、今回、こちらにも記載することとしたものです。本件のモニタリング検査については、後ほど改めて御説明申し上げます。

次に6ページ目に、感染拡大に伴う優先度を踏まえた積極的疫学調査について、変異株への対応といった観点も踏まえつつ、感染源推定のための強化を図ること、また、感染拡大時に即応できる人員体制を平時から整備するための保健所の体制強化について新たに記載しています。本件については、後ほど厚生労働大臣から御説明いただく予定です。

国民の皆様には大きな御迷惑をお掛けする緊急事態宣言は、必要最小限のものでなければならぬのが基本です。早く終わらせるためにも、対策の強化、病床の確保を図り、また、この間に、尾身会長から御説明がありました「7つのポイント」を中心としてリバウンド対策をしっかりと準備することによって、国民の命を守り抜くべく、国民お一人お一人、事業者の皆様、地方自治体と気持ちを一つにして、全力で感染拡大の防止に取り組んでまいりたいと思っております。

【内閣官房長官】

それでは、基本的対処方針の変更について、案のとおり対策本部として決定してよろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

【内閣官房長官】

政府としては、緊急事態宣言期間中、海外からの変異株を含めたコロナウイルスの流入を防ぎ、国内での感染拡大を防止するとともに、国民の皆さんの不安を予防的に取り除くとの観点も踏まえ、水際対策を強化する措置を講じてまいりました。

今後の水際対策のあり方については、従来株よりも感染性が高い変異株による感染が、海外において拡大していることも踏まえ、資料5の防疫措置を順次実施していくことといたします。まず、帰国する日本人や再入国する在留資格保持者を含め、全ての入国者について、引き続き、入国前と入国時の2回の検査を求めることとする。検査証明を所持しない者については、航空機への搭乗を拒否するよう、航空会社に要請をする。入国者に対する連絡手段を確実に確保するため、入国時の空港の制限エリア内で、ビデオ通話及び位置確認アプリのインストール並びに連絡先の真正性の確認を実施する。公共交通機関の不利用を徹底するため、誓約書において使用する交通手段を明記する。厚生労働省において、入国者に対して健康フォローアップを実施する「入国者健康確認センター」を設け、これまで変異株流行国からの入国者に実施してきた健康フォローアップに、位置情報の確認やビデオ通話による状況確認を加えるなどして強化するとともに、変異株流行国・地域からの入国者だけでなく、全ての国・地域からの入国者に対して14日間の待機期間中、毎日の健康フォローアップを実施する。変異株流行国・地域からの入国者については、入国後3日間の宿泊施設待機後の検査として、抗原定量検査よりも精度が高く、安定して検出できる検査、real-time RT-PCR検査を実施する。変異株流行国・地域については、最新の状況を確認し、随時指定をしていく。検疫の適切な実施を確保するため、航空機の搭乗者数を抑制し、入国者総数を管理する。

政府としては、今後とも、国内外の感染状況を見極めつつ、必要な水際措置の在り方について不断の検討を続けていくということです。

【西村国務大臣】

資料6「新型コロナウイルス感染症への対応」の1ページ目、まずは私から御説明いたします。

緊急事態宣言が解除された地域等において、無症状者に焦点を当てたモニタリング検査を実施するとともに、SNS上のデータと併せて行政検査・民間検査のデータを基に人工知能を使って分析をし、再拡大の予兆を早期に探知する取組を進めたいと考えています。モニタリング検査は、繁華街・歓楽街、事業所、大学、空港、駅など、比較的感染リスクの高い場所を中心に実施することとしており、解除された地域のうち、既に栃木県、岐阜県では開始しており、大阪府、京都府及び兵庫県は本日から、愛知県、福岡県は明日から、それぞれ開始することとしています。また、北海道、沖縄県についても、検査場所の選定に向けて、自治体との調整を順次行っており、早期の開始を目指したいと思っています。また、引き続き、対象地域である首都圏についても、解除後に迅速に検査を開始できるよう、各都県と調整を進めているところです。

対象地域の拡大と併せて、段階的に検査数も拡大し、1日1万件程度を目指す予定であり、検査結果やその分析についてはウェブサイトで公開し、活用を図っていきたいと思います。

このモニタリング検査、そして、SNSのデータ、行政検査、民間検査のデータも活用し、予兆を早期に探知して、必要に応じて、まん延防止等重点措置を機動的に活用して感染の再拡大を抑えていければと考えています。

【厚生労働大臣】

次に、「新型コロナウイルス感染症への対応」の厚生労働省関係部分について説明いたします。

資料6の2ページ、感染拡大防止策②を御覧ください。

積極的疫学調査については、感染が拡大する中、優先度を踏まえた対応としてきましたが、感染状況の改善に伴い、感染拡大前と同様の対応に戻し、対応を強化していく必要があります。

このため、健康観察等の保健所業務の外部委託の活用や、IHEATの積極的な活用により保健所の体制強化を図りつつ、変異株への対応にも留意して、感染源の推定のための調査を含めた積極的疫学調査の強化を図ります。

今般、緊急事態宣言が更に2週間延長されることになりましたが、まずはこの期間に、しっかりと感染を抑えていく必要があります。

厚生労働省としても、引き続き1都3県と緊密に連携しながら、足下の対策に取り組んでいきます。

また、医療提供体制についても、1都3県と緊密に連携しながら、更に状況が改善するように全力を尽くしてまいります。

【内閣総理大臣】

国民の皆さんの御協力により、新規感染者数はピーク時から8割以上減少し、宣言の対象地域においても、ほとんどの指標で当初目指した基準を満たしています。しかしながら、病床のひっ迫状況など、一部には厳しい指標も見られます。

この中で、感染拡大を抑え込むと同時に、状況を更に慎重に見極めるために、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県において、緊急事態宣言を3月21日まで延長することとします。1都3県においては、飲食店の時間短縮を始めとするこれまでの対策を、各自治体と連携し徹底してまいります。それ以外の地域についても、緊張感を緩めることなく、感染防止策を続けてまいります。

卒業式、入学式、歓送迎会、お花見などにおいても、大人数の会食はお控えいただくようお願いいたします。解除後の地域においても、会食はできるだけ家族、または4人以内でお願いします。

今後、感染の再拡大を早期に探知するため、繁華街などにおけるモニタリングの検査や、高齢者施設などにおける集中的な検査を実施します。

新型コロナの影響が長引く中、女性の非正規やひとり親の方々を始め、就業に困難

を抱えている方々、望まない孤独、孤立で不安を抱えている方々について、今月中旬にも関係閣僚会議を開催し、支援策を取りまとめます。

国民の命と暮らしを守るために、各大臣におかれては、本日の決定に基づいて、改めて対策を徹底していただきますようお願いいたします。

以 上